

異常気象等発生時における勧告の基準

【台風、発達した低気圧】

区分	発出条件	勧告内容
警戒勧告	<p>1 台風 概ね 12 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。 なお、特に勢力の強い台風（最大風速 40m/s 以上を想定）の場合は、発出基準によらず前倒しで発出することができる。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合又は発表が予想される場合。</p>	<p>1 危険物荷役は中止するか、いつでも荷役中止可能な体制をとること。</p> <p>2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに発出できる準備をすること。 なお、各船の船長は、以後の気象・海象の見通し、自船の性能や状態、係留地の状況等を勘案し、必要と認められた時は、港外への避難又は係留を強化するとともに厳重な警戒体制をとること。</p> <p>3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、資機材等の流出防止措置を講じること。</p>
避難勧告	<p>1 台風 概ね 6 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。 なお、特に勢力の強い台風（最大風速 40m /s 以上を想定）の場合は、発出基準によらず前倒しで発出することができる。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合又は発表が予想される場合で、かつ、陸上部における平均風速が 25m/s 以上と予想される場合。</p>	<p>1 港内在港船舶は、港外の安全な海域（台風等の影響が少ない他の海域）に避難又は係留を強化するとともに厳重な警戒体制をとること。 なお、次の船舶は、原則として、港外の安全な海域に避難すること。 (1) 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載船舶 (2) 総トン数 2,000 トン以上の在港船舶</p> <p>2 総トン数 2,000 トン以上の船舶（旅客が乗船中の旅客船及びカーフェリーを除く。）は、原則として入港を見合わせることを。</p> <p>3 工事、作業現場においては、厳重な警戒体制をとること。</p>

解除	<p>1 台風 台風の暴風域を脱し、かつ、暴風警報が解除され、港内の安全が確認された場合。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区の暴風警報、暴風雪警報が解除され、港内の安全が確認された場合。</p>	/
----	---	---

【津波】

区分	発出条件	勧告内容
警戒勧告	<p>当該港の所在する予報区（北海道太平洋沿岸西部、北海道日本海沿岸南部）に津波注意報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合。</p>	<p>1 人命を最優先とした対応を行うこと。</p> <p>2 各船舶は、荷役・作業等を中止のうえ、港外避難又は係留避泊等の状況に応じた適切な措置を完了させ、厳重な警戒体制をとること。</p>
避難勧告	<p>当該港の所在する予報区（北海道太平洋沿岸西部、北海道日本海沿岸南部）に津波警報、大津波警報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合。</p>	<p>1 人命を最優先とした対応を行うこと。</p> <p>2 入港船舶は入港を取り止め、港外の安全な海域に避難すること。</p> <p>3 着岸船舶は、荷役・作業を中止し、係留避泊又は港外の安全な海域に避難すること。</p> <p>4 港内錨泊船は、港外の安全な海域に避難すること。</p> <p>5 小型船舶は、陸揚げ固縛又は係留強化、場合によっては港外の安全な海域に避難すること。</p>
解除	<p>当該港を対象とした津波警報等が解除され、港内の安全が確認された場合。</p>	/